

議案第50号

大野市へき地・小規模教育研究会補助金交付要綱の制定について

令和元年12月26日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市内のへき地及び小規模学級保有校における教育の充実及び発展を図るため

大野市へき地・小規模教育研究会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

大野市教育委員会

大野市へき地・小規模教育研究会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市内のへき地及び小規模学級保有校における教育の充実及び発展を図るため、大野市へき地・小規模教育研究会（以下「研究会」という。）が実施する活動及び事業に対して補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、研究会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 研究会の管理運営に係る経費
- (2) 児童、生徒及び保護者を対象とした交流活動並びに研修に関する事業に係る経費
- (3) へき地及び小規模教育に関する調査研究に係る経費
- (4) 研究会会員の資質向上を図る研修及び連携強化に関する事業に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に対し、予算で定める額の範囲内とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。